

令和5年5月27日

静岡県下各地区連盟 会長 様
所属関係団体 代表者 様

(一社) 静岡県剣道連盟
会長 二橋高弘

剣道活動の「頭部打撲」後の対応について（お願い）

時下 日頃より静岡県剣道連盟の諸事業に多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、剣道活動時に起こる重大事故のひとつに「頭部打撲」があり、昨年度末も対応に課題の残る事例がありました。それらの事例を受けて当連盟では医科学委員会の意見をもとにして基本方針を決定いたしました。

つきましては、関係各位におかれまして下記のことを参考にいただき、安全・安心な活動に心がけていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1 頭部打撲時の基本の方針と対処

(1) 基本的に頭部打撲後の活動は中止させる。

- 事故発生時の状況を即座に把握して関係者と情報を共有する。
- 現場の応急手当を万全にした上で、状況により救急車の手配を躊躇しない。
- 軽度の場合でも「医療機関」への受診を本人や保護者に促す。

(2) 事後の対応について

- 事故発生時の対応について事後分析を行い、傷病者の事後経過を注視する。
- 重度の場合は、事後も定期的に関係者から情報を収集（記録）しておく。

2 大会（試合）・錬成会等開催時の措置

(1) 事故状況の深刻度が高いと判断される場合

- 本人、保護者、引率代表者等の続行意志に関わらず、審判長、大会委員長、医療関係者との協議により、主催者が「中止」を申し渡す。

(2) この場合の勝敗等について

- 「全日本剣道連盟試合規則・同細則」第30～33条を参照して適用する。

3 その他

- (1) 竹刀、剣道具等の点検や床、照明などの場内環境の整備を怠らない。
- (2) 大会及び大規模な錬成会（練習試合）では、医師又は看護師の会場待機を必ず要請しておく。
その他の場合も医療関係者の同席が望ましい。

***別紙資料 医科学委員会発出・「頭部打撲の説明」もご参照願います。**